

審査の結果の要旨

氏名 舟引 敏明

論文題目：「都市における緑地の保全・創出のための制度体系の構造と今後の展開方策に関する研究」

本論文は、都市における緑地の保全・創出のための制度体系の構造を明らかにし、今後の施策展開の方策について研究を行ったものである。

都市における緑地は、良好な環境の確保のための基盤となるものであるが、近年では、地球環境問題の顕在化や生物多様性の確保などの観点から、緑地確保の社会的要請が一層高まっている。しかしながら、人口の減少、経済的投資要因の減退などにより、都市構造及び行政構造は、大きな転換期を迎えている。また、現行の緑地保全制度は、日本の近代化以来の様ざまの制度を包含するため、重層的で複雑である等の問題を抱えている。

本研究は、このような時代的背景と問題の所在を踏まえて、第一に、緑地保全制度体系の構造を、歴史的経緯、財産権と補償、住民の意志反映と計画制度、制度に内在する費用対効果及びライフサイクルコスト等の視点から分析を行ったものである。第二に、新たな緑地確保制度の展開について、緑地の価値を包括的計画に明示し、ステークホルダーの合理的・経済的行動を誘導し、リスク管理の視点の導入による財政的コストの通減の道筋を示した。

本論文の学術的成果は、以下の通りである。

第一に、都市計画制度に関する学術研究は数多く存在するが、都市の緑地保全・創出のための制度に関する体系的な研究は、本論文が嚆矢となる。この理由は、上述したように制度体系が重層的で複雑であると同時に、緑地空間が持つ空間の多様性、財（公共財、私的財）としての特質に起因する。

この問題に対して、本論文は対象となる緑地の概念の拡大の経緯と制度の発展過程について整理し、公共財の緑地を確保する制度は新都市計画法以前に財源を除きほぼ確立したこと、公共性の高い私的財を確保する緑地保全のための土地利用規制制度は風致地区に始まり線引き制度という枠組みの下で様々な緑地を対象とする詳細なものに展開したこと、私的財の緑地を確保する緑化制度は最近になって展開してきたことを示した。

第二に、研究の視点、方法論としては、ステークホルダーの視点を導入することにより、緑地の保全・創出に関する利害調整機能を明らかにした点に、本論文の新規性がある。緑地の保全・創出の制度は、住民が都市計画に係る価値

判断を行政に委任し、行政は意思決定を行い、計画を定め、計画に基づき土地利用に制約を課し緑地を確保する。同時に、緑地の土地所有者等に補償等を行い、必要となる費用は緑地の環境価値を受益する都市住民が税等で負担するという、ステークホルダー間で環境価値と経済価値の交換により利害調整を行う仕組みとみることができる。このような視点から、本論文では、①財産権の制約と補償等の関係、②制度の適用に要する費用と効果の関係、③利害調整の意思決定の役割を持つ計画制度の仕組み、の三つの視点に基づき制度体系の構造を分析した。

第三の学術的貢献は、住民参加という都市計画における緊急性の高い社会的要請に対する、新たな計画方法論の提示にある。利害調整の意思決定の役割を持つ計画制度について、ステークホルダーへ影響を与える計画の持つ効力の観点と、住民や専門家等の意見の反映方策の観点から考察を加え、以下の点を示した。まず、計画を効力という視点から分類し、私人の権利に影響すると同時に行政内の調整機能を有する包括的計画、私人の権利の規制効力を持つ計画、私人への給付効力を持つ計画、行政内の調整機能を持つ計画に分類を行った。その上で、都市の緑地の保全・創出については、包括的計画として緑の基本計画等が重要な役割を持つことを示し、ステークホルダーの意見を政策に反映するには、個別の規制計画の根拠となる包括的計画の策定時の手続きが最も重要であることを示した。

第四の学術的貢献は、今後の人口減少社会において、厳しい財政制約の下で緑地を効率的に確保する方策を提示したことである。これは、包括的計画の策定時に、緑地の価値評価と確保について、財産権の制約と補償の関係、適用する制度の費用と効果の関係等を示し、ステークホルダーの意見を反映する政策決定方策を提示することが重要であることを示した。これは、都市計画が定められる前の段階から緑地の価値を顕在化させ、ステークホルダーの合理的・経済的行動により緑地の確保を図るという点で、これまでの都市計画制度には存在しなかった予防的視点の導入であり、一時期を画するものである。

総じて、本研究は、人口減少社会における社会的共通資本としての都市の緑地の保全・創出という課題に対し、歴史的経緯を踏まえた制度体系の分析を行い、これを踏まえてステークホルダーの視点を導入し、財産権と補償、緑地のライフサイクルコストの分析を行い、制度体系の構造を明らかにしたものである。さらに、住民参加の視点から包括的計画の展開による予防的計画論の提示を行った。

以上の業績により、本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。